

北海道米をめぐる状況

1 令和元年産水稻の作柄状況（9月15日現在）

（単位：ha、トン）

		29年産		30年産		元年産 (R1.9.15)
全国	作付面積	1,600,000	▲8,000	1,592,000	▲8,000	1,584,000
	(主食用)	(1,370,000)	+16,000	(1,386,000)	▲7,000	(1,379,000)
北海道	作付面積	106,900	▲500	106,400	▲800	105,600
	(主食用)	(98,600)	+300	(98,900)	▲1,900	(97,000)
	収穫量	581,800	▲67,000	514,800		未発表
	(主食用)	(552,200)	▲62,600	(489,600)	+66,200	(555,800)
	作況	103	▲13	90	+15	105

資料：農林水産省「作物統計」「令和元年産水稻の作付面積及び9月15日現在における作柄概況」

注1：作付面積には青刈り面積を含む。

注2：収穫量は子実用。

2 主食用米等の需給見通し（令和元年7月）

（単位：万トン）

			31年3月		元年7月
令和元 / 2年	令和元年6月末民間在庫量	A	188	+1	189
	令和元年産主食用米等生産量	B	718~726	+0	718~726
	令和元/2年主食用米等供給量計	C=A+B	906~914	+1	907~915
	令和元/2年主食用米等需要量	D	726	+0	726
	令和2年6月末民間在庫量	E=C-D	180~188	+0	180~188

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

3 需要実績の推移

（単位：万トン）

		27/28年		28/29年		29/30年		30/元年 (速報値)
全国		766.2	▲12 ▲2%	754.0	▲14 ▲2%	739.6	▲5 ▲1%	734.4
	北海道	57.3	+0.2 +0.3%	57.5	▲6 ▲10%	51.6	▲1 ▲2%	50.7

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

4 民間在庫量の推移

(単位：千トン)

	28年産 (H29.6月末)		29年産 (H30.6月末)		30年産 (R1.6月末)
全国	1,405	▲65	1,340	▲27	1,314
北海道	129	+31	160	▲14	146
当年度	126	+31	157	▲20	138
一年古米	3	+0	3	+6	8

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者及び年間取扱量5,000トン以上の販売業者。

注2：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5 相対取引価格の動向

(単位：円/60kg)

	29年産		30年産
全銘柄平均	15,595	+91	15,686
北海道ななつぼし	15,882	+118	16,000
北海道ゆめぴりか	17,226	▲963	16,263
北海道きらら397	15,681	▲141	15,540

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：29年産は出回りから30年10月まで、30年産は出回りから元年8月までの年産平均価格。

6 事前契約数量の推移

(単位：千トン)

	28年産	29年産	30年産	元年産
全国	1,260	1,369	1,452	866
(事前契約比率)	(41%)	(47%)	(52%)	
北海道	170	183	175	172
(事前契約比率)	(47%)	(49%)	(57%)	

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者。

注2：30年産及び元年産の値は、元年7月末時点の速報値。

7 国内の主食用米の需給及び価格動向に関する判断

		元年7月		元年8月
主食用米の需給動向	現状判断DI	58	▲5	53
	見通し判断DI	51	▲9	42
主食用米の米価水準	現状判断DI	68	+1	69
	見通し判断DI	54	▲1	53

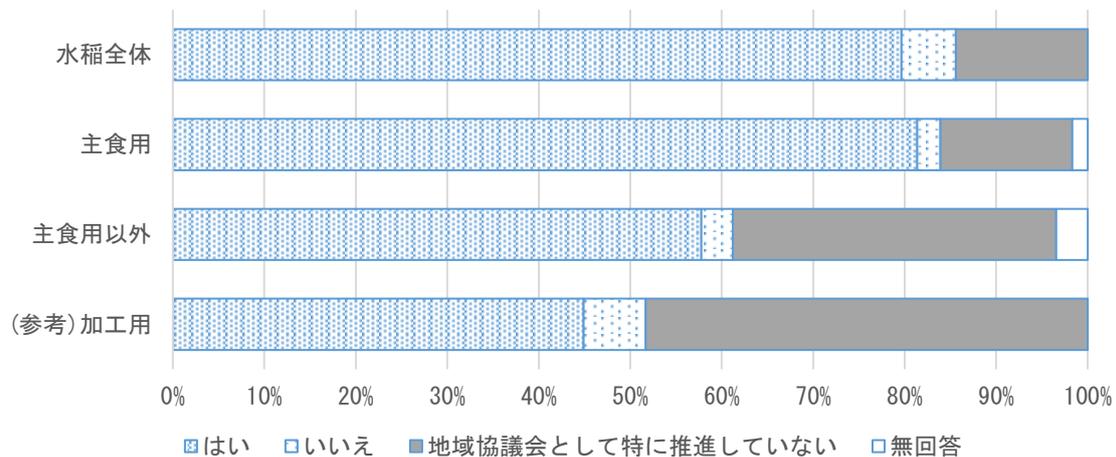
資料：米穀安定供給確保支援機構「米取引関係者の判断に関する調査」

元年産米の生産の目安の推進に係る取組状況調査の概要

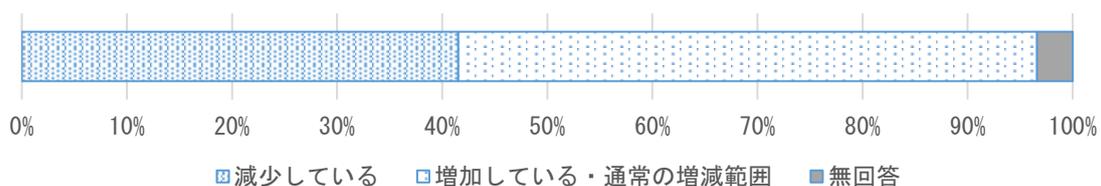
1 書面調査の回収率
116/118 地域協議会

2 令和元年産米の作付動向について

(1) 元年産水稻の作付について、生産の目安に即した取組が行われていると考えるか。



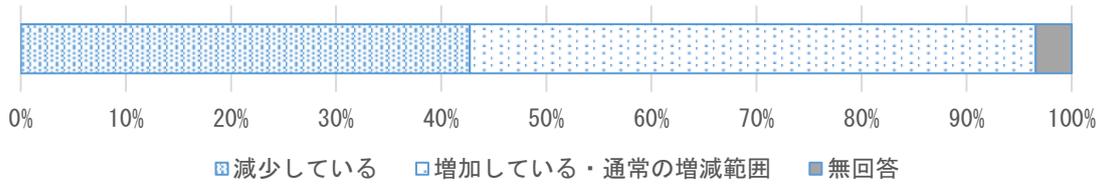
(2) 水稻全体の作付面積が、前年の作付実績面積よりも減少している場合、その要因としてどのようなことが考えられるか。



(減少要因 (主なもの))

- ・ 作付戸数の減少、離農
- ・ 後継者不足
- ・ 労働力不足
- ・ 生産者の高齢化による作付意欲の減、規模縮小
- ・ 生産者の病気、健康不安等に伴う他作物への転換
- ・ 面積拡大による水張、育苗の限界
- ・ 生産の目安への対応 (主食用米の作付抑制)
- ・ 省力生産が可能な他作物への転換
- ・ 作付体系や作型の変更、輪作に伴う他作物への転換
- ・ 助成金による米以外の作物への誘導
- ・ 所得の確保 (畑作物に対する助成が相対的に高い)
- ・ 米の直接支払交付金の廃止
- ・ 機械の老朽化
- ・ 基盤整備事業の実施に伴う不作付 (、事業要件による畑地化)
- ・ 災害

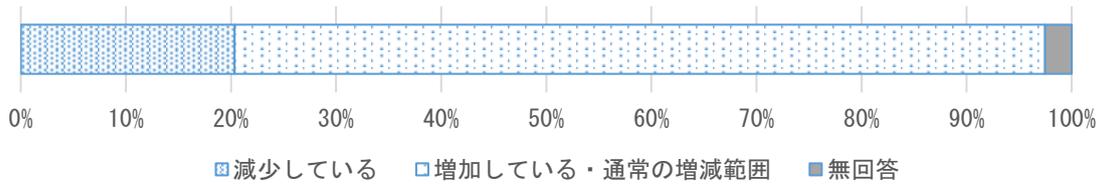
(3) 水稻全体の作付面積が、昨年秋に実施した作付意向調査から減少している場合、その要因としてどのようなことが考えられるか。



(減少要因 (主なもの))

- ・生産の目安の推進に伴う作付の減
- ・意向調査を過去の実績を踏まえて整理したため (調査時点で翌年の作付が未定)
- ・経営規模の拡大に伴う他作物への転換 (育苗の限界)
- ・基盤整備事業の予算措置に伴う事業対象面積の増加
- ・河川改修に係る用地買収
- ・産地交付金の要件変更 (高収益作物等拡大加算における主食用米の面積要件)
- ・生産者の病気等、突発的な要因

(4) 主食用米の作付面積が、地域協議会別の生産の目安 (又は農業団体による推進案) よりも大きく減少している場合、その要因としてどのようなことが考えられますか。

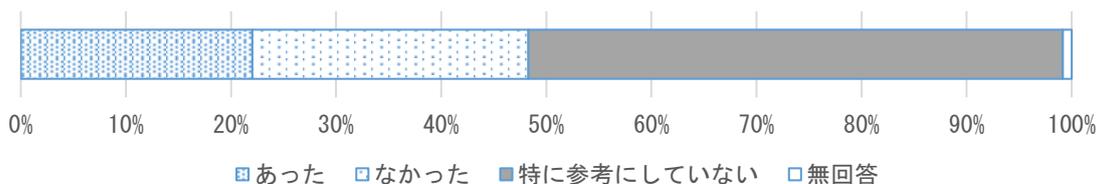


(減少要因 (主なもの))

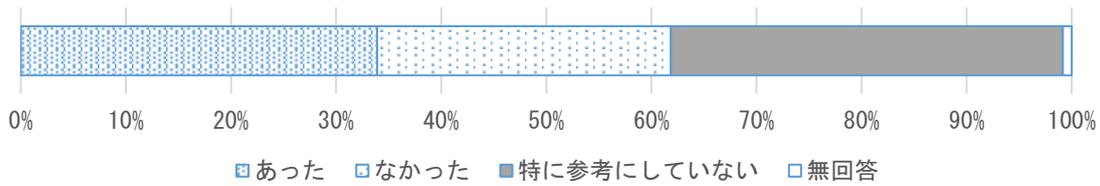
- ・米の直接支払交付金の廃止に伴う、省力生産が可能で交付金も含めた所得確保が可能な他作物への転換
- ・生産者の判断による新規需要米への転換
- ・前年産の作柄不良
- ・基盤整備事業の実施、春施工の遅れ
- ・生産の目安の推進に伴う作付の減

3 生産の目安の設定内容・算定方法について

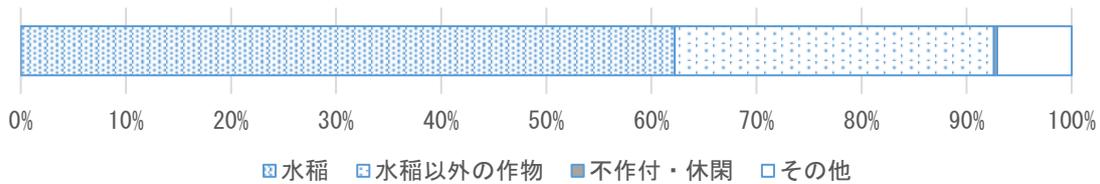
(1) 地域協議会別の加工用米の参考値に係る算定方法の変更が、加工用米の作付拡大に対して一定の効果があったと考えるか。



(2) 地域協議会別の水稲全体の生産の目安に係る算定方法の変更が、水稲全体の作付確保に対して一定の効果があったと考えるか。

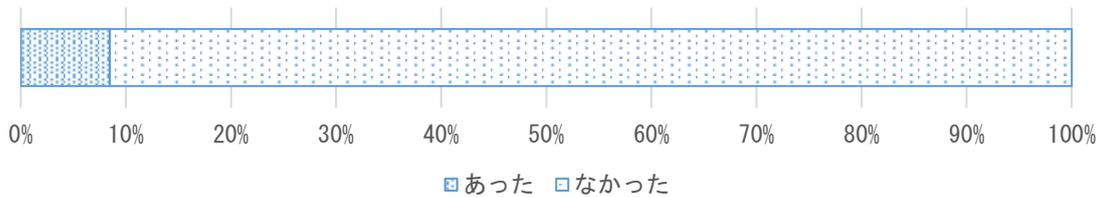


(3) 地域協議会別の主食用米の目安を算定する際に、一定の配慮を行った土地改良通年施行の実績について、30年度内に工事が終了したほ場(3,067ha)が実際どのように利用されたか。



4 生産の目安の推進について

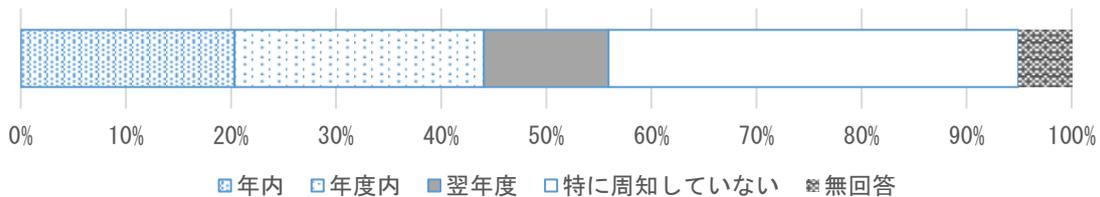
(1) 生産の目安の推進に係る地域段階の一連の取組について、前年産(30年産)の取組と比べて変化した取組はあったか。



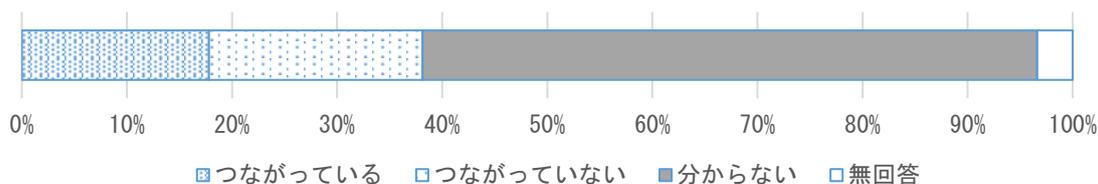
(変化した取組(主なもの))

- ・産地交付金(道枠)の概要を早期に提示した
- ・主食用米の作付意向が生産の目安を上回ったことから、非主食用米への転換を推進した
- ・生産者に対する翌年産の作付意向調査を前倒して、8月に実施した。
- ・生産者別の生産の目安(主食用米)の算定方法を見直した。

(2) 9月に示している産地交付金の活用計画案(見直しの有無を含む次年度の方向性)を、地域協議会が生産者へ周知するのはいつか。



(3) 前年秋の時点で産地交付金の活用計画案（見直しの有無を含む次年度の方向性）を示していることが、実際に非主食用米の作付確保につながっていると考えるか。



(つながっていないと考える理由（主なもの）)

- ・水田活用の直接支払交付金の運用方法が変わる可能性を含むため、新年度の運用が見込めてからの周知しか対応できない。
- ・用途要件や単価といった、生産者にとって重要な事柄が全く明らかになっていないことから取組推進できない。
- ・非主食用米を積極的に作付しているわけではない。
- ・産地交付金よりも国の単価動向が営農・作付計画に大きく影響している。
- ・取組要件が設定されているため、取り組みにくい。
- ・前年秋の時点で翌年のことを考えづらい。
- ・例年どおりの作付を見込む生産者がほとんどのため、新たな取組の可能性が小さい。

(4) 非主食用米の作付拡大に必要な取組（主なもの）

所得の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・助成の増額、主食用米よりも明らかに魅力のある水準での助成がなければ取組意欲がわからない ・用途別収益差の解消 ・備蓄米に対する助成 ・産地交付金の要件緩和 ・長期的・安定的な助成の確約 ・取引の有利化
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の確保、作業受委託の体制整備 ・基盤整備、スマート農業や低コストと省力化技術の導入による作業効率の向上 ・専用施設の整備や係り増し経費に対する助成 ・多収品種の開発
主食用米との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・主食用米の作付が目安を超えた分が非主食用米になっており、非主食用米の作付を推進する状況にない。非主食用米ありきではない。 ・主食用米の作付が増やせない中で非主食用米の作付拡大は難しいと考えてほしい。 ・水張面積の維持 ・主食用米から非主食用米への作付転換にならないような取組が必要
需要の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者の紹介 ・安定的な販路の確保
情報（目的）の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・主食用米との生産費や労働力の比較 ・非主食用米の作付拡大によるメリットに関する周知、情報発信 ・主食用米よりも販売価格が低い非主食用米をあえて生産することによるメリットの提示
メリット・ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> ・強制的な作付割当てをしなければ、非主食用米の作付拡大は難しい ・生産の目安の厳守、大幅に減少した際のペナルティ ・目安を達成した地域協議会に対するメリットの提案

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的に取り組む産地に対する手厚い支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の支援策（産地産地交付金）で主食用米の需給調整はできている。 ・ 海外に対する北海道米の価値のPR

(5) これまでの道協議会の取組に対する意見等（主なもの）

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非主食用米も含めた需給全体のバランスを踏まえた作付に向けた明確なメッセージの発信。 ・ 主食用米生産者の所得向上につながる取組の推進 ・ 主食用米の需要拡大に向けた取組 ・ 水田農業ビジョンの目標に捉われない、的確な需要の把握と提示 ・ 30年産以降の取組は実質的に29年産までの生産数量目標の配分と変わっていない。
目安の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の取組に対する算定上の配慮（種子生産、基盤整備、売れる米づくり、環境に配慮した生産、こだわりをもった生産、一括管理方式による加工用米も含めた作付実績を基礎とした算定） ・ 目安の設定時期（年末には既に種子の注文を終えている） ・ 換算単収の設定方法（激変緩和、より実態に合った単収） ・ 算定方法が分からないため、地域に合った数字なのか疑問 ・ 算定方法が毎年変わると生産者の理解が得られにくい、これ以上複雑になると混乱する ・ 主食用米の作付意向がある地域で生産の目安に沿った作付をしている一方で、全体では目安に届かないという課題
取組の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別の取組状況（実績）の公表
産地交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用計画の早期提示 ・ 道枠要件の簡素化 ・ 助成水準の見直し（主食用米と同等の所得確保では取組につながらない）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑転作からの水張りに対する支援（経費の助成） ・ 生産調整に協力している生産者の優遇 ・ ルールに基づく安定的な政策提案の継続

【令和2年「生産の目安」の設定等に向けたJAグループ北海道の考え方】

1. 令和2年産「生産の目安」

(1) 全般

- 「日本一の米どころ北海道」の実現に向けオール北海道で水張面積拡大の推進に取り組む必要があることから、令和2年産「生産の目安」及び産地交付金の活用方法については、水稲作付拡大に向けて明確なメッセージ性を持った内容とするとともにその内容を可能な限り早期に示すよう求めていく。

(2) 全道の「生産の目安」

- 生産の目安の設定にあたっては、政府備蓄米の取組みを反映することを目指し、検討を進める。
検討にあたっては、令和元年産より生産者段階では主食用米との区分が不要となったことを踏まえ、地域協議会別の主食用米の「生産の目安」の設定において、事前に備蓄米への協力意向を調査し、協力いただける産地には備蓄米の取組予定数量を主食用米に上乘して設定する等、備蓄米に協力する協議会及びJAの取組みを後押する設定方法を検討する。
また、政府備蓄米の取組みについては、系統のみならずオール北海道で取り組むことを求めていく。
- 全道の「生産の目安」については、令和元年度の設定項目を基本とし、その算定にあたっては、水稲作付面積の拡大が安心して可能となるよう用途別の需要情報を明確に提示する。
- 地域協議会別の「生産の目安」については、「全道の目安」に基づき水稲作付面積の拡大と主食用米の計画的な生産に向けた内容とするとともに、生産現場の円滑な推進に向け加工用米を中心とした参考値の設定を検討する。

2. 令和2年産地交付金の活用方法

(1) 全般

- 現行、主食用米は計画的な生産が必要となっており、水稲全体の作付面積の拡大に向けては、水田活用米穀における安定的な所得確保が重要となっている。このことから、水田活用米穀の支援を安定的に継続するため、水稲に対する支援を道段階で最大限実施するよう求めていく。

(2) 道枠の活用方法

- 既存の道枠の産地交付金の取組要件については、地域で取り組みやすい内容とするよう見直しを行うとともに、支援水準については、新たな支援策も考慮の上、見直しを検討し、その内容については次年度の営農計画に反映できるよう可能な限り早期に示すことを求めていく。
- 水稲作付面積の拡大に当たっては、主食用米の面積確保に加え、基盤整備後の圃場や畑作転作圃場からの水田活用米穀への作付誘導が重要になることから、これらの圃場での継続的な水稲作付を誘導する支援策を求めていく。

- 需要に応じた生産を安定的に実施するためには、水田活用米穀についても複数
年契約を行うことが重要であることからこれに取り組む産地に対する支援策を
求めていく。

3. その他

(1) 全道の「生産の目安」設定にあたって需要量の算定方法

- 生産の目安の設定にあたり、うるち米のうち需給状況が異なる酒造好適米と種
子については需要量を別途整理する。

(2) 地域協議会の生産の目安の設定方法

- 主食用米については、国の示す需要見通しによる減少トレンドが拡大する中、
北海道においても計画的な生産が必要であることから、令和元年産の設定方法を
基本に引き続き実績に基づいた設定を行い、最大限の作付を行う。
- 甚大な自然災害により不作付となった圃場については、営農再開意欲を失わせ
ないためにも生産の目安の設定に一定の配慮を行う。
- 令和元年産は全国的な需給安定に向けて主食用米から備蓄米の振り替えに取り
組んだことから、令和2年産の主食用米の目安の算定にあたっては、備蓄用米の
取組実績も主食用米の実績に含めて算定する。

検証結果を踏まえた対応方向について

【取組方向】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲作付拡大に向けて明確なメッセージ性を持った内容とすること。 ・ 備蓄米の取組は系統のみならずオール北海道で取り組むこと。 <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非主食用米も含めた需給全体のバランスを踏まえた作付に向けた明確なメッセージの発信。 ・ 主食用米生産者の所得向上につながる取組の推進 ・ 水田農業ビジョンの目標に捉われない、的確な需要の把握と提示 ・ 30年産以降の取組は実質的に29年産までの生産数量目標の配分と変わっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生産の目安」の設定の考え方は、元年産を基本とする。 ・ 需要に関する情報は、地域協議会を対象に実施する作付意向調査の際に提供する。 ・ 「生産の目安」の設定時に、算定のポイントをわかりやすく作成し、提示する。
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年産米の「生産の目安」の設定に当たっては、第2回水田部会（9月27日開催）において、設定の意図を明らかにした「基本的な考え方」を作成し、各地域協議会に提示している。また、12月に「生産の目安」を提示する際に、算定のポイントを併せて示している。 ・ 備蓄米を含む用途別の作付は、地域段階において水田部会が示す生産の目安等を参考に、需要に応じた生産を推進する観点から、各産地が主体的に判断している。 ・ 生産の目安は、北海道米の需給と価格の安定を通じた農家経営の安定を基本として設定している。 ・ 需要の把握と提示は、地域協議会に対して作付意向調査を行う際の参考資料として周知している。 	

【全道の目安（案）の算定】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府備蓄米の取組を反映することを目指して検討すること。 ・ 令和元年産の設定項目を基本とし、算定に当たっては用途別の需要情報を明確に提示すること。 ・ うるち米のうち需給状況が異なる酒造好適米と種子については、需要量を別途整理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄米の取組については「その他」の目安の内数として整理する。 ・ 需要に関する情報は、地域協議会を対象に実施する作付意向調査の際に提供する。
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元年産米に係る設定項目を基本とするのであれば、備蓄米は「その他」に該当する。 ・ 用途別の需要情報については、農業団体・集荷団体が販売計画を作成する際に考慮されているものと承知している。 ・ 酒造好適米と種子については、元年産米の「生産の目安」を設定する際に主食用米の内数に含まれているが、その内訳は目安として設定していない。 ・ 種子の需給調整は、条例に基づいて別途行われており、毎年2月に開催している種子協議会において決定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途別の需要については、農業団体・集荷団体が販売計画を作成する際に十分考慮されるよう依頼する。 ・ 種子の取扱いは、元年産に準じて行う。

【地域段階の生産の目安（案）の算定】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会別の主食用米の生産の目安の設定において、備蓄米の取組に協力する地域協議会及び JA の取組を後押しする設定方法を検討すること。 ・ 全道の目安に基づき水稻作付面積の拡大と主食用米の計画的な生産に向けた内容とするとともに、生産現場の円滑な推進に向け加工用米を中心とした参考値の設定を検討すること。 ・ 主食用米については、元年産の設定方法を基本に引き続き実績に基づいた設定を行うこと。 ・ 甚大な自然災害により不作付となったほ場については、生産の目安の設定において一定の配慮を行うこと。 ・ 備蓄米の取組実績を主食用米の実績に含めて算定すること。 <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の取組に対する算定上の配慮。 ・ 実態に合った単収設定、激変緩和。 ・ 理解しやすい算定方法。 ・ 地域協議会間の過不足解消。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会別の生産の目安の算定は、元年産に準じて行う。 ・ 主食用米の生産の目安の基礎となる元年産の作付実績を整理する際に、備蓄米の取組実績を勘案する。 ・ 備蓄米は、生産の目安の設定区分のうち「主食用以外」に該当するものとして整理する。 ・ 甚大な自然災害等により主食用米の作付実績が例年を著しく下回った場合などは、翌年産の生産の目安の算定の際、必要な配慮を行う。
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元年産の備蓄米の取組においては、農業団体において主食用米からの用途変更により取組を推進した経過があることを踏まえる必要がある。 ・ 30年度までに発生した自然災害の影響については、農業団体の取組も含めて、既存の対応により目安が過小に算定されないような運用がされている。 ・ 換算単収については、加工用米等に対する戦略作物助成の交付対象面積の算定に用いるものと同じ設定をしていることから、客観性や公平性が担保できる方法により設定する必要がある。 ・ 地域協議会別の生産の目安の算定方法については、担当者説明会において概要を説明している。 ・ 生産の目安に即した取組を推進するため、農業団体において、かつての地域間調整に相当する取組が行われている。 	

【生産の目安の決定・提示時期】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻作付拡大に向けて明確なメッセージ性を持った内容とするとともに、その内容を可能な限り早期に しめすこと。 <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目安が提示される年末には、既に翌年産の種子の申し込みは終わっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り算定を早めるよう努め、少なくとも近年の生産の目安の決定・提示時期から大きく遅れることのないよう対応する。
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元年産米の生産の目安の推進に係る地域協議会段階での取組経過を勘案しながら、国による需給見通しの公表時期、集荷団体における販売計画の策定時期を踏まえ、生産の目安の算定案に係る必要かつ十分な検討時間を確保する必要がある。 	

【産地交付金】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田活用米穀の支援を安定的に継続するため、水稻に対する支援を道段階で最大限実施すること。 ・ 既存の道枠の取組要件を地域で取り組みやすい内容とするよう見直すとともに、支援水準については新たな支援策も考慮の上、見直しを検討し、その内容を次年度の営農計画に反映できるよう可能な限り早期に示すこと。 ・ 基盤整備後のほ場や畑作転作ほ場において継続的な水稻作付が誘導されるような支援を行うこと。 ・ 水田活用米穀の複数年契約に取り組む産地に対して支援すること。 <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用計画の早期提示 ・ 取組要件の緩和、簡素化 ・ 主食用米と比べて明らかにメリットのある水準での支援 ・ 長期的、安定的な助成の確約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年度における産地交付金活用の方向性について、引き続き、変更があり得る前提で可能な限り早期に情報提供するとともに、具体的な検討は随時進める。
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度の活用計画については、前年秋にその時点で可能な範囲で情報提供している。 ・ 加工用米や新規需要米に対する基本的な支援は、道枠の設定により対応している。 ・ 水稻作付面積を維持した上で加工用米等の作付面積を拡大する取組に対しては、生産構造改善推進助成により対応している。 ・ 複数年契約の取組については、加工用米等作付助成における取組要件において、選択メニューの一つとして設定している。 ・ 取組要件や支援水準の見直しは、要綱及び産地交付金の活用方法の明細作成マニュアルを踏まえて、産地の収益力向上に資する活用方法となるよう、適切に対応する必要がある。 	

2年産「生産の目安」の基本的な考え方（案） 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="250 325 999 367">2年産「生産の目安」の基本的な考え方</p> <p data-bbox="551 427 1106 558">〔令和 年 月 日 北海道農業再生協議会水田部会〕</p> <p data-bbox="152 593 465 628">1 米をめぐる情勢</p> <p data-bbox="174 641 1111 1015">主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年 10 万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</p> <p data-bbox="174 1027 1111 1401">本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道</p>	<p data-bbox="1223 325 2011 367">31年産「生産の目安」の基本的な考え方</p> <p data-bbox="1541 427 2096 558">〔平成31年9月27日 北海道農業再生協議会水田部会〕</p> <p data-bbox="1137 593 1451 628">1 米をめぐる情勢</p> <p data-bbox="1160 641 2096 967">主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年 8 万トン程度のペースで減少しており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</p> <p data-bbox="1160 1027 2096 1401">本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道</p>

米に対するさまざまな需要に応じていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

2 「生産の目安」の概要

(1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応じていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

(2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
- うるち、もち別

※ 地域協議会に対する加工用米の数値は、仮に各地域協議会がこれだけ生産すれば、全道の加工用米の生産の目安に沿った取組となるという「参考値」として設

米に対するさまざまな需要に応じていく必要がある。

2 「生産の目安」の概要

(1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応じていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

(2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
- うるち、もち別

※ 地域協議会に対する加工用米の数値は、仮に各地域協議会がこれだけ生産すれば、全道の加工用米の生産の目安に沿った取組となるという「参考値」として設

定する。これに伴い、地域協議会の生産の目安のうち
その他（新規需要米等）に相当する分は、加工用米分
と合わせて「主食用以外」として設定する。

■生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体		
	うるち	数量(t)	うち主食用	うち加工用	うちその他
		面積(ha)			
もち	数量(t)				
	面積(ha)				
合計	数量(t)				
	面積(ha)				

協議会	区分		水稻全体		(参考) 加工用
	うるち	数量(t)	うち主食用	うち主食用以外	
		面積(ha)			
もち	数量(t)				
	面積(ha)				
合計	数量(t)				
	面積(ha)				

定する。これに伴い、地域協議会の生産の目安のうち
その他（新規需要米等）に相当する分は、加工用米分
と合わせて「主食用以外」として設定する。

■生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体		
	うるち	数量(t)	うち主食用	うち加工用	うちその他
		面積(ha)			
もち	数量(t)	40,000	32,000	8,000	0
	面積(ha)	7,400	5,920	1,480	0
合計	数量(t)	596,000	540,000	28,000	28,000
	面積(ha)	110,200	99,845	5,178	5,177

協議会	区分		水稻全体		(参考) 加工用
	うるち	数量(t)	うち主食用	うち主食用以外	
		面積(ha)			
もち	数量(t)	3,000	2,000	1,000	1,000
	面積(ha)	550	367	183	183
合計	数量(t)	23,000	20,000	3,000	2,000
	面積(ha)	4,250	3,327	923	553

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施

(10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施

(9月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料等を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

- 道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内（JA・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。

[削る]

(2) 団体ごとの販売計画策定

(~11月)

- 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」（案）の算定

(12月)

- 道が全道と地域協議会の「生産の目安」（案）を算定。（算定方法の概要は別紙のとおり）

(4) 「生産の目安」の決定・提示

(12月)

- 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

- 道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内（JA・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。

(2) JA別生産販売計画の策定

(11月)

- JAが30~32年産のJA別生産販売計画を策定し、ホクレンへ提出。

(3) 団体ごとの販売計画策定

(11月)

- 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(4) 全道及び地域段階の「生産の目安」（案）の算定

(12月)

- 道が全道と地域協議会の「生産の目安」（案）を算定。（算定方法の概要は別紙のとおり）

(5) 「生産の目安」の決定・提示

(12月)

- 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

4 「生産の目安」の推進等

(1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

4 「生産の目安」の推進等

(1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

別紙

2年産「生産の目安」の算定方法の概要

1 算定の流れ

- (1) 原則として、はじめに全道の生産の目安を算定し、これを踏まえて地域協議会の生産の目安を算定する。
- (2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。

2 全道の生産の目安の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イからエの合計値とする。

イ 主食用米

次の情報を総合的に勘案し、算定する。

- (ア) 農業団体及び集荷団体から報告される2年産米の生産販売計画における主食用米の販売計画数量
- (イ) 元/2年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）
- (ウ) 30/元年までの都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表）
- (エ) 作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の主食用米作付意向面積
- (オ) その他の関連資料

ウ 加工用米

(ア) うるち

3 (1) ウによる参考値の合計値とする。

(イ) もち

元年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される2年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の生産の目安の対前年増減等を踏まえて算定する。

エ その他

3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

(2) 面積の目安

3 (2) による面積の目安の合計値とする。

なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

3 地域協議会の生産の目安等の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イ及びエの合計値とする。

イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される元年産の作付実績を基本に、2
(1) イの方法により算定する全道の生産の目安及び作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4 (2) の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ウ 加工用米 (参考値)

作付意向調査において地域協議会から報告される水稻作付意向に一定割合 (2%) を乗じた数量を基本に、加工用米の作付実績及び作付意向を勘案して算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4 (2) の換算単収により数量に換算して取り扱う。

エ 主食用米以外

ウの加工用米の参考値と、次の方法により算定される加工用米以外の非主食用米に係る生産の目安を基本に、水稻全体の意向を下回らないように調整して算定する。

〔 作付意向調査において地域協議会から報告される面積を、4 (2) の換算単収により数量に換算した値。 〕

(2) 面積の目安 (加工用米にあっては参考値)

(1) イ、ウ及びエのうち加工用米以外の非主食用米のそれぞれについて、4 (2) の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稻全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とし、主食用米以外の面積の目安は、加工用米及び加工用米以外の非主食用米の面積の合計とする。

4 換算単収の算定方法

(1) 全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した元年産水稻の都道府県別の 10a 当たり平年収量 (1.7mm 基準ベース) とする。

(2) 地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した 24 年産から 30 年産までの水稻の市町村別収穫量 (北海道) のうち 10a 当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸 5 年分の平均値 (以下、「市町村別 7 中 5 平均単収 (作況調整後)」という。) を、次の方法により補正した値とする。

(補正方法)

換算単収 = 市町村別 7 中 5 平均単収 (作況調整後) × 補正係数

補正係数 = (農林水産省が公表した元年産の北海道全体の平年収量)

÷ (市町村別 7 中 5 平均単収 (作況調整後) を元に算定した北海道全体の平均単収)

- イ 市町村別 7 中 5 平均単収の算定において、秘匿措置により 10a 当たり収量の公表値が 7 年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。
- ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稲作付面積により加重平均した値とする。
- エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて生産の目安を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。
- オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

5 その他

- (1) 各地域協議会の生産の目安の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。
- (2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。

令和2年度産地交付金について（案）

（ 令和元年10月8日
北海道農政部農産振興課 ）

1 産地交付金の概要 別添のとおり

2 産地交付金（道枠）活用の考え方

今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援する。

加えて、収益力の向上に資する取組を一層推進する観点から、次のとおり使途等の見直しを行う。

- ・ 加工用米と新市場開拓用米を対象に、複数年契約の取組のみを要件に助成する使途を新設する。
- ・ 省力化・低コスト助成の取組要件に、今後の普及が求められている高密度播種やスマート農業の取組、作付拡大に係る取組などを追加する。
- ・ 生産構造改善推進助成を終了する。
- ・ 各使途の取組要件のうち、一定の取組実績が複数年にわたって確認されており、概ね取組が定着したと判断されるものを除外した上で、使途ごとに設定している必須の取組要件数を減らす。

3 産地交付金の活用計画案（10月8日時点）

（1）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部を道枠で活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

区分	配分先		
	道枠	地域枠（配分の考え方）	
当初配分（4月）	○	○	29年度当初配分額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
追加配分（10月）			
留保分	○	○	当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
飼料用米・米粉用米の多収品種	○		
そば・なたねの作付		○	追加配分対象面積×20千円/10a
新市場開拓用米の作付		○	追加配分対象面積×20千円/10a
転換作物拡大加算	○		
高収益作物等拡大加算		○	追加配分対象面積×20千円/10a

(2) 道枠活用計画案

助成の内容	助成単価（上限単価）	
	元年度	2年度
水稲作付面積の維持・確保		
加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成	24千円/10a	未定
飼料用米（多収品種）の取組に対する助成	9千円/10a	未定
米粉用米・WCS用稲・飼料用米（SGS）の取組に対する助成	9千円/10a	未定
加工用米・新市場開拓用米の複数年契約の取組に対する助成	—	未定
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成	15千円/10a	未定
生産構造の改善に資する取組への助成（元年度で終了）	3千円/10a	—

(対象作物別の助成体系)

			作付助成	複数年契約助成	省力化・低コスト化助成
加工用米			○	○	○
新市場開拓用米			○	○	○
飼料用米	多収品種		○		○
	多収品種以外	SGS	○		○
		SGS以外			○
米粉用米			○		○
WCS用稲			○		○

※ 道枠活用計画案については、助成単価を含め、国の予算措置及び配分の状況や国との協議の経過により、今後、内容が変更されることがある。

(3) 配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 道枠又は地域枠に残余が生じた場合は、その残余额を相互に融通して活用することがある。

42 水田活用の直接支払交付金

【令和2年度予算概算要求額 321,500 (321,500) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援**します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**高収益作物定着促進等助成を新設**し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [令和7年度まで]）
- 飼料自給率の向上（40% [令和7年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで]
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援**します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

3. 高収益作物定着促進等助成

- 都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の**関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

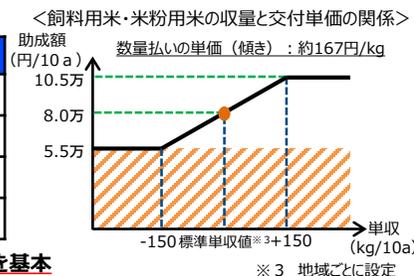
<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米※2、米粉用米※2	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a



産地交付金

※1 飼料用とうもろこしを含む ※2 複数年契約を基本

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の多収品種	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

- ① **転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)**
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ② **高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)**
主食用米の面積が平成30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※4の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※4 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

高収益作物定着促進等助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間)**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。
- ② **高収益作物畑地化支援 (10.5万円/10a)** 高収益作物による畑地化の取組を支援※5。
- ③ **子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5 その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

北海道農業再生協議会水田部会設置運営要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">平成29年7月10日__制定 令和元年8月5日__一部改正</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 部会の業務を執行するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>北海道農業協同組合中央会</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和元年8月5日から施行する。</u></p> <p>別表(第3条第1項関係) (略)</p>	<p style="text-align: center;">平成29年7月10日制定</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 部会の業務を執行するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>北海道農業協同組合中央会農政部 水田農業課</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>別表(第3条第1項関係) (略)</p>

北海道農業再生協議会水田部会設置運営要領

平成29年7月10日 制定
令和元年8月5日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道における需要に応じた米の生産に向け、生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等の米関係者が連携し、一体となったオール北海道体制による取組を推進するため、北海道農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）第20条第1項及び第7項の規定に基づき、「北海道農業再生協議会水田部会」（以下「部会」という。）を設置し、運営その他に関する事項を定める。

(付託事項)

第2条 部会に対する付託事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協議会規約第4条第2号から第4号までの規定に関する事項
- (2) その他需要に応じた米生産の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会規約第20条第2項の規定に基づき、北海道農業再生協議会の会長が指定する部会の構成員（以下「構成員」という。）は、別表に定めるものをもって充てる。

- 2 部会には、部会長を補佐する副部会長を置くこととし、部会長が指定する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長不在の場合、副部会長がその職務を代理する。
- 5 部会長及び副部会長の任期は、協議会規約第8条の役員の任期の規定に準じるものとする。
- 6 前項の任期が満了し、又は辞任により退任しても、部会長は協議会会長により、副部会長は部会長により、後任を指定するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(部会の議決)

第4条 部会長は、部会の会議を開催したときは、その結果を協議会会長に報告しなければならない。

- 2 会長が特に定める場合を除き、部会の権限に付託された事項については、部会の議決をもって道協議会の議決とする。

(事務局)

第5条 部会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 北海道農政部生産振興局農産振興課
- (2) 北海道農業協同組合中央会

- 3 協議会規約第20条第6項の「会長が別に指定する場所」は、前項第1号のものの事務所とする。

(その他)

第6条 協議会規約及びこの要領で定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年7月10日から施行する。
- 2 協議会会長は、この要領の施行の日から2年を目途として需要に応じた米の生産に関する状況を踏まえて第2条、第3条及び第5条の規定に関する事項について必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

別 表（第3条第1項関係）

1 部会の構成員

構成員に指定するもの	
北海道	
北海道農業協同組合中央会	
ホクレン農業協同組合連合会	
公益財団法人北海道農業公社	
一般社団法人北海道農業会議	
北海道農産物集荷協同組合	

2 部会長

部会長の所属	部会長に指定する者（充て職）
北海道	農政部生産振興局長